

# 本学創立者柴田徳次郎先生の憲法觀

——「建学の精神」探究の一助として——

小 森 義 峯

目 次

- 一 はしがき
- 二 「現憲法は『大法』なり」という見解とその論拠
- 三 「憲法は大日本帝国憲法あるのみ」という見解とその論拠
- 四 むすび

## 一 はしがき

本学創立者柴田徳次郎先生は、明治二三（一八九〇）年一二月二〇日、福岡県に生れ、大正四年に早大を卒業、大正六年一一月四日、麻布笄町に初めて「國士館」の看板を掲げて夜学塾を開設され、大正七年夏に松陰神社で國士祭を行つた後、同年一二月、世田谷松陰祠畔に國士館高等部の設立を決定、大正八（一九一九）年一一月四日、高等部

の開學式を行われた。

爾来、七十余年、その間、終戦直後（昭和一〇年一二月二二日から一八年三月二二日まで）、一時「至徳學園」と称した時代もあるが、再び校名を「國士館」に戻し、昭和一八年四月には、國士館短期大學が創立され、同三年四月、國士館大學体育學部設立、同三年六月四月、政經學部一部設立、同四年四月には、大學院（政治・經濟）と政經學部一部が新設されるなど、漸次發展の一途をたどり、今日に至つて<sup>(1)</sup>いる。

なお、柴田徳次郎先生は、昭和四八（一九七三）年一月二六日に永眠された。

ところで、國士館の建学の精神は何か。それは、創立者柴田徳次郎先生の精神である、と言つても決して過言ではない。

現に、昭和六〇年度の本学（理事長・學長綿引紳郎氏）の『學生生活のしおり』の中にも、「建学の精神」という見出しで、冒頭に「私学には必ずしも創立の趣旨があり、創立の趣旨すなわち、創立者の精神はそのまま建学の精神であると言えよう」（一〇頁）と記され、また翌六一年度の本学（理事長清水成之・學長松島博の両氏）の『學生生活のしおり』の中でも、「創立者と建学の精神」という見出しの下に、「柴田徳次郎先生は（中略）、本学をして明治維新における松下村塾の如く、國家の先駆者となる人物即ち國士を養成することを目的として、この由緒ある松陰神社のほとりを選ばれたのである。（中略）私大の特徴は、偉大な創立者の意志を建学の精神として創立されていることであり、本学もその例外ではない」（九頁）と説かれている。

本稿は、本学の建学の精神をより深く究めるための一助として、創立者柴田徳次郎先生が、現行日本国憲法に対してもどのような考え方を持つておられたか、大日本帝国憲法に対しても果してどうであつたか、などの諸点について考察

を試みようとするものである。

## 二 「現憲法は『犬法』なり」という見解とその論拠

柴田徳次郎先生は、昭和三六年五月三日（柔道場にて）と昭和四一年五月三日（剣道場にて）と、いずれも憲法記念日に、一度にわたり、憲法に関する講演を行われている。本稿では、この二つの講演記録を手掛りに、徳次郎先生の憲法観を考察することとする。

まず、現行日本国憲法に対する考え方から眺めてみよう。

昭和四一年五月三日の憲法講演によれば、徳次郎先生は、次のように説かれている。

「東大の宗像<sup>(1)</sup>という賢い博士が『柴田学長は憲法に背いている』といつてている。ところが私は憲法はよく守っている。ただしその憲法は明治天皇と国民の代表がありあげた大日本帝国憲法である。この帝国憲法以外に憲法はない。現憲法は『犬法』である。国会においても、私の『犬法』論が問題になつて騒がれている。」<sup>(3)</sup>

つまり、徳次郎先生によれば、現行日本国憲法は、「憲法」と称するにふさわしいものではなく、「ケン」は「ケン」でも、「犬法」と呼ぶべき代物である、と説かれるのである。

そして、徳次郎先生は、その論拠として、大要、次の五つを挙げられている。

第一に、「この憲法は、日本人が作ったのではなく、日本を占領していたアメリカのマッカーサー元帥が、自分の部下に言いつけて、何人かで一週間で英語で書かせ、それを継ぎ合せて日本の代表者に押しつけ、十五分で了承しろ

といつて強引に押しつけた。<sup>(4)</sup>つまり、占領下、占領軍により押しつけられた米国製草案を基礎に出来上がった憲法である。

第二に、現憲法は、その成立に当り、なんら国民の承認を得てない。徳次郎先生の言葉を借りれば、「権力的に裸になつておられる天皇を神様天皇に祭りあげて『朕』という言葉で現在の憲法は発布されておる。<sup>(5)</sup>これはとんでもない嘘である、国民の総意とは真赤な嘘であり九千万国民の心を誰が測量したか、どこから感じとつたか。諸君はまだ小さかつたけれども、お父さんお兄さんに聞いて「らんなさい、昭和二十一年に、あなた方はこの怪しげな日本国憲法に賛成なさつたか？ 誰もしておられないのである。マーク・ゲインの日記ではつきり知ることができる」という表現になる。

第三に、現憲法は、天皇の地位を表すのに「象徴」という言葉を使つてゐるが、徳次郎先生によれば、これは、日本語の辞書『新言海』にも、漢語の辞書『字源』にも出ていない文字であり、英語のシンボルという語を訳したものだが、「」の訳語は全くでたらめであつて、こんな言葉を憲法に使うべきでない。<sup>(7)</sup>さらに、「象徴とは例えてみれば、酒屋の『三河屋商店』という看板で主人ではない。<sup>(8)</sup>（中略）天皇様を看板扱いして象徴と書かれて黙つていられるか」とも説いておられる。

第四に、現憲法は、第四条第一項で、「天皇は、この憲法の定める国事に關する行為のみを行ひ、國政に關する機能を有しない」と定めているが、「憲法にいう国事と國政とはどう違うか。辞書によるとどちらも同じことになつている。」今少し詳説すれば、「英語の原文では国事の」といふや state affairs と書いておる。國政の」といふや Government と書いておる。新言海では国事とは一国の政治と書いてある。（中略）國政というのを辞書によれば一国を統べ治める

政治と書いてある。国事と国政は同じことである。それを憲法では英文を違つたように翻訳しておる。日本の国語にないような文章が憲法と言えるであるうか<sup>(10)</sup> というわけである。

第五に、現憲法第九条において、戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認が定められているが、これは、一国の憲法においてあるまじき馬鹿げた規定である。このことを、次に、徳次郎先生の言葉を借りて、詳しく説明しよう。<sup>(11)</sup>

「これは、外国人は公正で悪い根性は持たず信頼に値するから、日本は軍隊は持たない。けれども、もしいざとうときにアメリカは、無条件で助けてくれるか、中共が助けてくれるか。アメリカはもつと恐ろしい核兵器を持つてゐるじゃないか。ソ連も持つてゐるじゃないか。（中略）今はアメリカが日本、フィリピンを跨いでベトナムで戦争している。ソ連は、終戦の時に日本が武装解除した満州、樺太、千島に雪崩れ込んで女には暴行し男はシベリアに連れて行つてただ働きをさせた。

そんな人間達を善い人達だといつて陸、海空軍を放棄するという憲法を作らせたのはマッカーサーである。当のマッカーサーは、日本を占領して五年目の昭和二十五年に朝鮮の三十八度線で始まった戦争で（中略）日本におつたアメリカ軍隊を全部朝鮮に持つて行つた。そのため日本がガラあきになつてしまつた。日本人が共産党におだてられて、アメリカ軍のうしろから内乱暴動を起こしてやつつけやしないかと心配して、あわてて日本に軍隊を七万五千作らせた。ただし『軍隊は持たない』という憲法を押しつけているから警察予備隊という名目で作らせた、それが保安隊となり、自衛隊となつた。

（中略）列国はみな獸、世界は戦争氣違いばかりである。外国の信義に頼るなどということはあり得ないことだし、馬鹿げた寝言である。」

以上の五点が、憲法講演の記録を通して見た徳次郎先生の「現憲法は『犬法』なり」と結論づけられる根拠である。徳次郎先生によれば、「憲法とはどういうものか読まないで憲法記念日といって遊んでみたり、擁護運動などでワッショイ、ワッショイと騒いでいるのはおかしなことである。読んで見れば馬鹿々々しくて擁護などとはいえない<sup>(12)</sup>。それで私は『犬法』といつている」と説かれているのである。

### 二 「憲法は大日本帝国憲法あるのみ」という見解とその論拠

徳次郎先生は、先にも引用したが、昭和四一年五月三日の『憲法講演』の中で、「私は憲法はよく守っている。ただし、その憲法は明治天皇と国民の代表が作りあげた大日本帝国憲法である。この帝国憲法以外に憲法はなく現憲法は『犬法』である」と述べられている。<sup>(13)</sup>

つまり、徳次郎先生によれば、現在でも「憲法は大日本帝国憲法あるのみ」ということになるのである。

但し、その論拠については、講演記録等では何も述べられていない。これは、しかし、徳次郎先生が憲法専門の学者ではないこと、また、たとえ論拠を述べたくても限られた講演時間内では不可能に近いことなどを考え合わせると、全く無理からぬことである、といわなければならない。

そこで、ここでは、次に参考までに、「法理上、大日本帝国憲法は現在も憲法として厳存している」と考える一つの有力な学説を紹介し、それによつて、徳次郎先生の帝国憲法觀が、憲法理論上から言つても十分に根拠のあるものであることを立証しようと思う。

学説の第一は、無効論と称されるものである。

無効論は、(1)日本国憲法は帝国憲法の改正として成立したが、「改正の限界」を大幅に逸脱していること、(2)「改正」の名において、実は帝国憲法を全面的に「廢棄」していること、(3)成立の全過程を通じて、刑法にいう「抗拒不能の急迫不当の強要」が占領軍によって行われたこと、(4)天皇も政府も占領軍司令官に隸属すべきものとされ、統治意思の自由が全くなかつた占領下に行われたこと、などを論拠として、現行日本国憲法は「法理上本来無効なり」と説くものである。

この無効論の立場に立つ代表的学者は、故井上等麿教授であり、その著『現憲法無効論』（昭和五〇年、一七〇頁）の中には、次の如く説かれている。

「昭和二十一年に行はれた大日本帝国憲法の改正・日本国憲法の成立に際しては、これら四つの条件（筆者注、先に挙げた無効論の四つの論拠を指す）がことごとく重なり合つてゐるのであるから、日本国憲法の有効成立は、到底認められるべくもなく、本来『無効』の立法であることは、極めて明白のはずである。成立が既に無効であるから、この憲法が『本来無効』であり、従つて永遠に、また現在も無効であることは、今更言ふまでもないことである。」

学説の第二は、非常大権説と称されるものである。

非常大権説は、終戦前夜の異常な状況の中での終戦の聖断並びにその結果として発せられた終戦の詔書の冒頭に「朕（中略）非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ（中略）帝国政府ヲシテ米英支蘇四國ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」と仰せられていることを根拠に、ポツダム宣言の受諾は、帝国憲法第三一条に定められた非常大権の発動に基づくものであり、その結果として成立した日本国憲法は、法理上は、非常事態を乗り切るために已む

を得ず採択された暫定的な「基本法」に過ぎず、日本国憲法の根底には今もなお嚴然として大日本帝国憲法が生きている、と説く。

非常大権説は、「憲法 (Verfassung)」と「基本法 (Grundgesetz)」との二つの概念を区別し、日本国憲法は、「憲法」としてではないが、「基本法」としては有効と認めるものであり、別言すれば、「政体法」としては有効だが、「国体法」としては無効と認めるものである点で、そのような区別を全く認めない前述の無効論とは異なる。

私自身は、この非常大権説の立場に立つものであり、その詳説は、拙稿「非常大権説の法理」（拙著『天皇と憲法』昭和六〇年・三三九頁以下所収）や拙稿「日本国憲法の暫定基本法（非憲法）的性格」（『憲法研究』八号・昭和四五年・一頁以下所収）にゆずる。

なお、かつて本学政経学部教授として教鞭をとられた故三枝茂智博士も、「東西を問ず焚書の習慣がある所、正にマッカーサー憲法こそ焚書の刑に該当する」との信念から、毎年の元日に戸越八幡宮社前で、「六法全書から切り放した新憲法典と共に焼棄した」ことを、その著『真説・新憲法制定の由来』（昭和四三年・四六一頁）の中述べられている。

徳次郎先生と同じく、「現憲法は憲法に非ず、帝国憲法こそ憲法なり」との信念を貫ぬいた学者の実例を二つ見ることができる。

## 四 むすび

以上、本学の「建学の精神」をよりよく知るための一助として、本学創立者柴田徳次郎先生の毅然たる憲法觀を紹介したが、このような創立者の憲法觀は、二代目総長としてその後を継がれた柴田梵天先生の思想の中にも脈々と受け継がれていた。

例えば、昭和四二年の憲法記念日に本学副学長として行われた講演の中にも、梵天先生が、「ミズリーオ号上の降伏文書調印の瞬間から『天皇および日本国政府の國家統治の大権は、連合国最高司令官に従属する』ことになったのである。これはまさに禁治産の宣告である。(中略)この時代に今日の憲法は生まれたのであり、今日の憲法はすなわち占領下の憲法である。そこに今日の憲法の問題があるわけである<sup>(14)</sup>」と説かれ、また昭和五五年一月四日の創立記念式典における講演の中にも、「最近は『明治は遠くなりにけり』といつておりますが、しかし、そうではあります。ますます『明治は尊くなりにけり』です。(中略)実に、明治天皇さまは、大日本帝国憲法、教育勅語を始めとして、今日の日本の基礎をお築きになられたのであります<sup>(15)</sup>」と説かれている。

願わくは、このように受け継がれてきた「建学の精神」が、本学において、今後も末長く受け継がれて行くことを祈念しつゝ、筆を擱く。

注

- (1) 武田熙・新訂『国を定めるもの——建学の精神——』昭和六二年・三三一一三七頁・一四〇一一四四頁、國士館大學同窓會『國士館大學創立者柴田徳次郎伝』昭和五三年・五一〇一五一三頁等参照。
- (2) 例えば昭和四一年四月一〇日付朝日新聞によれば、「日本學術會議の常置委員会—學問・思想の自由委員会（委員長宗像誠也東大教授）は、國士館大學・高校問題をとりあげ、今月はじめから関係者を呼ぶなど検討を重ねていたが『同學園柴田徳次郎學長の言動は學問・思想の自由をおびやかす反憲法的なものである』との見解を出し、二十日から開かれる日本學術會議第四十六回総会に報告することになった」と記されている。ちなみに、昭和五三年一月から六〇年七月まで、通算七年半（第一一・一二期）、日本學術會議會員をつとめた私の体験的実感によれば、「學問・思想の自由委員会」が伝統的に抱いてきた「學問・思想の自由」とは、多分に左翼偏向的な内容のものであった、と確信を持つて、いうことができる。
- (3) 前掲『柴田徳次郎伝』一六二頁。
- (4) 前掲『柴田徳次郎伝』一六二頁。
- (5) 昭和一〇年九月一日に調印された『降伏文書』の中で、「天皇及日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ（中略）連合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」と定め、天皇からすべての権限を剥奪しておきながら、日本國憲法公布の際の上諭には、「朕は、日本國民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、（中略）」これにこれを公布せしめる」と記されている点を指す。
- (6) 前掲『柴田徳次郎伝』一九〇一一九一頁。ちなみに、マーク・ゲインの日記（マーク・ゲイン著、井本威夫訳『ニッポン日記』昭和三八年、一二四頁）には、「根本的に悪いのは、この憲法が日本の國民大衆の中から自然に発生したものではないということだ。それは日本政府につかませた外國製憲法で、（中略）ちょっとと読んだだけで外國製だということに感づくのに、國產品だと称して國民に提供されたのだ」と書かれている。
- (7) 前掲『柴田徳次郎伝』一九一頁。
- (8) 前掲『柴田徳次郎伝』一六三頁。
- (9) 前掲『柴田徳次郎伝』一六三頁。
- (10) 前掲『柴田徳次郎伝』一九二頁。

- (11) 前掲『柴田徳次郎伝』一六三一一六五頁参照。
- (12) 前掲『柴田徳次郎伝』一六六一一六七頁。
- (13) 前掲『柴田徳次郎伝』一六二頁。
- (14) 『國士館大學新聞』昭和四二年五月二七日、第一面参照。
- (15) 『國士館大學新聞』昭和五五年一月二七日、第一面参照。